

「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査業務委託」に係る  
企画提案書の募集について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

平成29年5月29日

沖縄県知事 翁長 雄志

1 趣旨

「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査業務委託」を契約する者を選定するために、本業務に係る企画提案書を募集する。

2 応募資格等

次に挙げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 計画策定、調査研究等を業として行う法人であること。
- (3) 過去5年間に、国・地方公共団体等に対する大規模土地利用計画又は駐留軍用地跡地利用に関する調査研究実績を有する者。
- (4) 今回の委託業務を実施するため、正・副計5人以上の担当者を配置することができる者  
※管理技術者及び照査技術者は、都市計画に関して実務経験13年以上で、技術士(建設部門:都市及び地方計画)若しくは、RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有するものでなければならない。  
なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。
- (5) 応募については、単独に限らず共同企業体を可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。県内に本店又は支店を有しない場合は、県内に本店又は支店を有する者と共同企業体を結成し参加すること。  
※県内に営業所を有する法人については事業形態を確認し、応募資格の有無を判断する。  
共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。  
ア. 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。  
イ. 共同企業体を構成するすべての構成員が(1)及び(2)の要件を満たすものであること。  
ウ. 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(3)要件を満たすものであること  
エ. 共同企業体を構成する事業者全体で(4)の要件を満たす者である事。
- (6) 指名停止を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

3 内容及び選定方法等

詳細については、別途交付する「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査業務委託」プロポーザル実施要領(以下、「プロポーザル実施要領」という。)を参照すること。

4 プロポーザル実施要領の交付場所等

- (1) プロポーザル実施要領の交付場所 及び問い合わせ先  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県企画部企画調整課跡地利用推進班(県庁7階)

担当:大城(オオシロ)、富田(トミタ)

TEL:098-866-2108 FAX:098-866-2351 Email:tomitais@pref.okinawa.lg.jp

※プロポーザル実施要領については、沖縄県企画調整課ホームページよりダウンロード可能である

(<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/chosei/>)

(2)応募申請書、参加資格誓約書、共同企業体資格申請書及び共同企業体協定書、質疑書、企画提案書及び応募説明書の提出場所及び提出方法

・応募申請書、参加資格誓約書

(1)の場所あてに持参、郵送又はFAXにより提出すること

※[共同企業体の場合] 共同企業体資格申請書及び共同企業体協定書

(1)の場所あてに郵送又はFAXにより提出すること

・質疑書

(1)の場所あてに持参、郵送又はFAXにより提出すること

・企画提案書及び応募説明書(送付書も含む)

(1)の場所に持参、又は郵送により提出すること

※問い合わせ等については、FAX又はEメールとし、送付後すみやかに担当まで連絡し、受信の確認を行うこと

(3)提出期限

・応募申請書、参加資格誓約書、共同企業体資格申請書及び共同企業体協定書

平成29年6月6日(火)17:00必着

・質疑書 平成29年6月6日(火)17:00必着

・企画提案書及び応募説明書(送付書も含む)

平成29年6月13日(火)17:00必着

## 5 その他注意事項

(1)書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から疑義照会を行う場合がある。

(3)提出書類の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

(4)提出された企画提案書等については公表しない。

(5)その他のスケジュール、書式等は「プロポーザル実施要領」による。